

資料2-1

平成31年度 都道府県単位保険料率の決定について（案）

標記について、健康保険法（大正11年法律第70号）第160条第1項の規定に基づき、都道府県単位保険料率の変更がある都道府県について、以下のとおり決定する。

なお、栃木県、東京都、新潟県、愛知県、三重県、島根県及び広島県の保険料率については、平成30年度からの変更はない。

1. 都道府県単位保険料率

北海道	10.31%	滋賀県	9.87%
青森県	9.87%	京都府	10.03%
岩手県	9.80%	大阪府	10.19%
宮城県	10.10%	兵庫県	10.14%
秋田県	10.14%	奈良県	10.07%
山形県	10.03%	和歌山県	10.15%
福島県	9.74%	鳥取県	10.00%
茨城県	9.84%	島根県	(10.13%)
栃木県	(9.92%)	岡山県	10.22%
群馬県	9.84%	広島県	(10.00%)
埼玉県	9.79%	山口県	10.21%
千葉県	9.81%	徳島県	10.30%
東京都	(9.90%)	香川県	10.31%
神奈川県	9.91%	愛媛県	10.02%
新潟県	(9.63%)	高知県	10.21%
富山県	9.71%	福岡県	10.24%
石川県	9.99%	佐賀県	10.75%
福井県	9.88%	長崎県	10.24%
山梨県	9.90%	熊本県	10.18%
長野県	9.69%	大分県	10.21%
岐阜県	9.86%	宮崎県	10.02%
静岡県	9.75%	鹿児島県	10.16%
愛知県	(9.90%)	沖縄県	9.95%
三重県	(9.90%)		

※平成30年度保険料率からの変更がない都道府県については、参考として括弧書きで示している。

2. 適用時期

平成31年3月分（任意継続被保険者にあつては、同年4月分）の保険料額から適用

（参考）平成31年度都道府県単位保険料率の平成30年度からの変化

（単位：%）

		平成30年度保険料率	平成31年度保険料率	現在からの変化分 (b)-(a)
		(a)	(b)	
	全国	10.00	10.00	0.00
1	北海道	10.25	10.31	+0.06
2	青森	9.96	9.87	▲0.09
3	岩手	9.84	9.80	▲0.04
4	宮城	10.05	10.10	+0.05
5	秋田	10.13	10.14	+0.01
6	山形	10.04	10.03	▲0.01
7	福島	9.79	9.74	▲0.05
8	茨城	9.90	9.84	▲0.06
9	栃木	9.92	9.92	0.00
10	群馬	9.91	9.84	▲0.07
11	埼玉	9.85	9.79	▲0.06
12	千葉	9.89	9.81	▲0.08
13	東京	9.90	9.90	0.00
14	神奈川	9.93	9.91	▲0.02
15	新潟	9.63	9.63	0.00
16	富山	9.81	9.71	▲0.10
17	石川	10.04	9.99	▲0.05
18	福井	9.98	9.88	▲0.10
19	山梨	9.96	9.90	▲0.06
20	長野	9.71	9.69	▲0.02
21	岐阜	9.91	9.86	▲0.05
22	静岡	9.77	9.75	▲0.02
23	愛知	9.90	9.90	0.00
24	三重	9.90	9.90	0.00
25	滋賀	9.84	9.87	+0.03
26	京都	10.02	10.03	+0.01
27	大阪	10.17	10.19	+0.02
28	兵庫	10.10	10.14	+0.04
29	奈良	10.03	10.07	+0.04
30	和歌山	10.08	10.15	+0.07
31	鳥取	9.96	10.00	+0.04
32	島根	10.13	10.13	0.00
33	岡山	10.15	10.22	+0.07
34	広島	10.00	10.00	0.00
35	山口	10.18	10.21	+0.03
36	徳島	10.28	10.30	+0.02
37	香川	10.23	10.31	+0.08
38	愛媛	10.10	10.02	▲0.08
39	高知	10.14	10.21	+0.07
40	福岡	10.23	10.24	+0.01
41	佐賀	10.61	10.75	+0.14
42	長崎	10.20	10.24	+0.04
43	熊本	10.13	10.18	+0.05
44	大分	10.26	10.21	▲0.05
45	宮崎	9.97	10.02	+0.05
46	鹿児島	10.11	10.16	+0.05
47	沖縄	9.93	9.95	+0.02